

新	旧												
<p>秋田県週休2日制工事に関する建設部運用</p> <p>秋田県週休2日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）における、建設部の運用を次のとおり定める。なお、営繕工事については、別途定める。</p> <p>要綱第2条関係（定義） ～ 要綱第6条関係（工期変更） （略）</p> <p>要綱第7条関係（その他） （土木工事における工事費の積算）</p> <p>1 土木工事における積算は、以下のとおりとする。 （1）～（4）（略） <u>（5）土木工事標準単価の補正係数は別表3による。</u></p> <p>（港湾工事における工事費の積算）</p> <p>2 港湾工事における積算は、以下のとおりとする。 （1）～（2）（略） （3）直接工事費及び間接工事費の補正係数は別表4による。 （4）市場単価の補正係数は別表5による。 <u>（5）土木工事標準単価の補正係数は別表3による。</u> <u>（6）積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の間接工事費率を適用する。判断基準は以下のとおりとする。</u></p> <p>経費のイメージ</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">直接工事費</td> <td style="width: 50%;">間接工事費</td> </tr> <tr> <td>①（略）</td> <td>①>②：（略）</td> </tr> <tr> <td>②（略）</td> <td>①<②：（略）</td> </tr> </table> <p>（空港工事における工事費の積算）</p> <p>3 空港土木請負積算基準を適用する工事における積算は、以下のとおりとする。 （1）～（2）（略） （3）直接工事費及び間接工事費の補正係数は別表6による。 （4）（略） <u>（5）土木工事標準単価の補正係数は別表3による。</u> <u>（6）積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の取り扱いについては、事業所管課と協議すること。</u></p> <p>4 空港灯火施設工事及び電気施設工事積算基準を適用する工事における積算は、以下のとおりとする （1）～（2）（略）</p> <p>要綱第9条関係（その他） 1～3 （略）</p>	直接工事費	間接工事費	①（略）	①>②：（略）	②（略）	①<②：（略）	<p>秋田県週休2日制工事に関する建設部運用</p> <p>秋田県週休2日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）における、建設部の運用を次のとおり定める。なお、営繕工事については、別途定める。</p> <p>要綱第2条関係（定義） ～ 要綱第6条関係（工期変更） （略）</p> <p>要綱第7条関係（その他） （土木工事における工事費の積算）</p> <p>1 土木工事における積算は、以下のとおりとする。 （1）～（4）（略）</p> <hr/> <p>（港湾工事における工事費の積算）</p> <p>2 港湾工事における積算は、以下のとおりとする。 （1）～（2）（略） （3）直接工事費及び間接工事費の補正係数は別表3による。 （4）市場単価の補正係数は別表4による。</p> <hr/> <p><u>（5）積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の間接工事費率を適用する。判断基準は以下のとおりとする。</u></p> <p>経費のイメージ</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">直接工事費</td> <td style="width: 50%;">間接工事費</td> </tr> <tr> <td>③（略）</td> <td>①>②：（略）</td> </tr> <tr> <td>④（略）</td> <td>①<②：（略）</td> </tr> </table> <p>（空港工事における工事費の積算）</p> <p>3 空港土木請負積算基準を適用する工事における積算は、以下のとおりとする。 （1）～（2） （3）直接工事費及び間接工事費の補正係数は別表5による。 （4）（略）</p> <hr/> <p><u>（5）積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の取り扱いについては、事業所管課と協議すること。</u></p> <p>4 空港灯火施設工事及び電気施設工事積算基準を適用する工事における積算は、以下のとおりとする （1）～（2）（略）</p> <p>要綱第9条関係（その他） 1～3 （略）</p>	直接工事費	間接工事費	③（略）	①>②：（略）	④（略）	①<②：（略）
直接工事費	間接工事費												
①（略）	①>②：（略）												
②（略）	①<②：（略）												
直接工事費	間接工事費												
③（略）	①>②：（略）												
④（略）	①<②：（略）												

附 則
この運用は、平成29年5月30日から施行する。
附 則（平成30年3月27日技管-997 一部改正）
この運用は、平成30年3月27日から施行する。
附 則（平成30年10月15日技管-514 一部改正）
この運用は、平成30年10月15日から施行する。
附 則（令和元年6月7日技管-169 一部改正）
この運用は、令和元年7月1日から施行する。
附 則（令和2年3月13日技管-733 一部改正）
1 この運用は、令和2年4月1日から施行する。
2 この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあつては指名通知をいい、随意契約にあつては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。
附 則（令和2年9月8日技管-299 一部改正）
1 この運用は、令和2年10月1日から施行する。
2 この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、令和2年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあつては指名通知をいい、随意契約にあつては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。
附 則（令和3年3月11日技管-584 一部改正）
この運用は、令和3年4月1日から施行する。
附 則（令和3年6月7日技管-161 一部改正）
この運用は、令和3年7月1日から施行する。
附 則（令和3年9月9日技管-341 一部改正）
この運用は、令和3年10月1日から施行する。
附 則（令和4年3月1日技管-693 一部改正）
この運用は、令和4年4月1日から施行する。
附 則（令和4年3月22日技管-764 一部改正）
この運用は、令和4年4月1日から施行する。
附 則（令和4年9月1日技管-542 一部改正）
この運用は、令和4年9月1日から施行する。
附 則（令和5年3月3日技管-1120 一部改正）
この運用は、令和5年4月1日から施行する。
附 則（令和6年3月28日技管-933 一部改正）
この運用は、令和6年4月1日から施行する。

附 則
この運用は、平成29年5月30日から施行する。
附 則（平成30年3月27日技管-997 一部改正）
この運用は、平成30年3月27日から施行する。
附 則（平成30年10月15日技管-514 一部改正）
この運用は、平成30年10月15日から施行する。
附 則（令和元年6月7日技管-169 一部改正）
この運用は、令和元年7月1日から施行する。
附 則（令和2年3月13日技管-733 一部改正）
1 この運用は、令和2年4月1日から施行する。
2 この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあつては指名通知をいい、随意契約にあつては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。
附 則（令和2年9月8日技管-299 一部改正）
1 この運用は、令和2年10月1日から施行する。
2 この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、令和2年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあつては指名通知をいい、随意契約にあつては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。
附 則（令和3年3月11日技管-584 一部改正）
この運用は、令和3年4月1日から施行する。
附 則（令和3年6月7日技管-161 一部改正）
この運用は、令和3年7月1日から施行する。
附 則（令和3年9月9日技管-341 一部改正）
この運用は、令和3年10月1日から施行する。
附 則（令和4年3月1日技管-693 一部改正）
この運用は、令和4年4月1日から施行する。
附 則（令和4年3月22日技管-764 一部改正）
この運用は、令和4年4月1日から施行する。
附 則（令和4年9月1日技管-542 一部改正）
この運用は、令和4年9月1日から施行する。
附 則（令和5年3月3日技管-1120 一部改正）
この運用は、令和5年4月1日から施行する。

(別表)

別表 1～別表 2 (略)

別表 3 土木工事における標準単価の補正係数

名称	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上 完全週休2日 準完全週休2日
区画線工		1.01	1.03	1.05
高視認性区画線工		1.01	1.03	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.02	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.03	1.04
	人力	1.01	1.03	1.05
コンクリートブロック積工		1.01	1.03	1.05
排水構造物工		1.01	1.03	1.05
鋼製排水溝設置工		1.01	1.03	1.05
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.03
	高所作業車	1.01	1.02	1.03
表面含浸工	固定足場	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05
連続繊維シート補強工	固定足場	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05
漏水対策材設置工	固定足場	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05
防草シート設置工		1.01	1.02	1.04
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.02
	高所作業車	1.00	1.01	1.02
塗膜除去工		1.01	1.03	1.05
バキュームブラスト工		1.00	1.01	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.01	1.03	1.05
機械式継手工		1.01	1.03	1.05
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.03	1.04
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.00	1.01	1.02
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.01
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.01	1.03	1.05
支承金属溶射工		1.01	1.03	1.05
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管)設置工		1.01	1.03	1.04

注) 端数処理については、土木工事標準単価※に上記補正係数を乗じたのち、有効桁数4桁とし5桁目を切り捨てするものとする。

※土木工事標準単価における端数処理については、「設計資材単価の決定等に関する要領(秋田県建設部)」及び「土木工事標準積算基準書(秋田県)」による

注) 上記工種のうち、実施単価表に掲載されている工種については、実施単価表(④土木工事標準単価_週休二日補正単価について)によるものとする。

(別表)

別表 1～別表 2 (略)

別表 3

(新 設)

別表4 港湾工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数

	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率
港湾土木請負積算基準	1.05	1.04	1.02	1.03

別表5 港湾工事における市場単価の補正係数

	補正係数
1 底面工	1.04
2 マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.01
3 支保工	1.05
4 足場工	1.03
5 鉄筋工	1.05
6 吊鉄筋工	1.05
7 型枠工	1.04
8 コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.05
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.05
9 止水板工	1.05
10 上蓋工	1.05
11 伸縮目地工	1.03
12 係船柱取付	1.05
13 防舷材取付	1.05
14 車止・縁金物取付	1.05
15 係船柱撤去	1.05
16 防舷材撤去	1.05
17 車止撤去	1.05
18 電気防食取付	1.05
19 防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05
20 防砂目地板取付工（水中施工）	1.04
21 吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.04
22 港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.04
23 ペโตรラタム被覆	1.05
24 現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.05
25 現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.05
26 かき落とし工	1.05
27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
28 汚濁防止枠設置・撤去	1.03
29 灯浮標設置・撤去	1.04
30 汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.05
31 異形ブロック製作 型枠工	1.05
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05

別表3 港湾工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数

	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率
港湾土木請負積算基準	1.05	1.04	1.02	1.03

別表4 港湾工事における市場単価の補正係数

	補正係数
1 底面工	1.04
2 マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.01
3 支保工	1.05
4 足場工	1.03
5 鉄筋工	1.05
6 吊鉄筋工	1.05
7 型枠工	1.04
8 コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.05
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.05
9 止水板工	1.05
10 上蓋工	1.05
11 伸縮目地工	1.03
12 係船柱取付	1.05
13 防舷材取付	1.05
14 車止・縁金物取付	1.05
15 係船柱撤去	1.05
16 防舷材撤去	1.05
17 車止撤去	1.05
18 電気防食取付	1.05
19 防砂目地板取付工（陸上施工）	1.05
20 防砂目地板取付工（水中施工）	1.04
21 吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.04
22 港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.04
23 ペโตรラタム被覆	1.05
24 現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.05
25 現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.05
26 かき落とし工	1.05
27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
28 汚濁防止枠設置・撤去	1.03
29 灯浮標設置・撤去	1.04
30 汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.05
31 異形ブロック製作 型枠工	1.05
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05

別表 6 空港土木請負積算基準における直接工事費及び間接工事費の補正係数

	4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	完全週休2日 準完全週休2日
労務費	補正なし	1.01	1.03	1.05	
機械経費(賃料)		1.01	1.03	1.04	
共通仮設費率		1.01	1.02	1.03	
現場管理費率		1.01	1.03	1.04	
現場閉所率	21.4%未満	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満	28.5%以上	

別表 5 空港土木請負積算基準における直接工事費及び間接工事費の補正係数

	4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	完全週休2日 準完全週休2日
労務費	補正なし	1.01	1.03	1.05	
機械経費(賃料)		1.01	1.03	1.04	
共通仮設費率		1.01	1.02	1.03	
現場管理費率		1.01	1.03	1.04	
現場閉所率	21.4%未満	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満	28.5%以上	